

# 駅前通り地区 区画整理だより

第14号

発行人  
・茂原駅前通り地区  
まちづくり推進協議会  
・茂原市役所 都市整備課

TEL 0475  
(20)  
1548

## 平成25年度 新役員決定

～まちづくり推進協議会代議員総会～

本年6月21日、まちづくり推進協議会の代議員総会が開催されました。

総会では平成24年度の事業報告及び決算について、原案のとおり承認されました。

また、今年度の事業計画・予算及び役員体制につきましても承認されましたのでお知らせします。

### 新役員体制

- 会長 高貫 博樹(再任)
- 副会長 深山 宏行(再任)
- 副会長 齋藤 喜治(再任)
- 会計 加藤 貞夫(再任)
- 監査 齋藤 利昭(再任)
- 監査 時田 喜信(新任)

任期 2年

### 医療と介護をテーマにまちづくり

会長 高貫 博樹

平成25年度の「茂原駅前通り地区まちづくり推進協議会」の代議員総会が去る6月21日に開催され、代議員の皆様のお陰で、すべての議案が承認され無事総会を終了することができました。

役員承認につきましては、幹事会で選出された役員が承認され、引き続き会長を務めさせて頂く事になりました。これからも皆様方のご指導、ご鞭撻とご協力を頂きながら進めて参りたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い致します。

さて、今年度のまちづくり推進協議会の事業であります。毎年同じ事になってしまいが今年こそはと思っております。区画整理という基盤整備(道路、宅地の整備)がされた街区のみならず、どのようなまちにしたいのかであり、この事業が外房の中核都市茂原のためにどうなるのかです。

現在様々な情報、社会の流れ、事情などを考慮し、この地域を医療と介護をテーマとした街づくりが出来ないかと思っております。今後高齢化社会が考えられるなかで、介護施設や高齢者用住居は町の中心で駅の近くが最適ではないかと思っております。

茂原の医療を考えた場合ほぼ充実しているかの様に思えますが、高度な救急医療については不安を感じるのが実情ではないかと思っております。これらのことから、区画整理事業によるまちづくりは私たち権利者のためだけではなく市民皆様と、次世代の人々たちにとって良かったと思われまちづくりでありたいと思っております。そのために区画整理という基盤整備を基に地域医療と介護をテーマとしたまちづくりを行います。この世代に引き継げればと考えております。このテーマを具体的に街づくりの活動にたく、スタートをすることができないか、そのメンバーは必ずしも区域内の方々だけでなく医療と介護に感心のある方々に集まってもらい広くまちづくり運動とし実現性を高めていければと思っております。

今後皆様から沢山のアイデア等を頂きながらまちづくりを推進してまいりますのでご指導ご協力をお願いいたします。

### 主な事業内容

●幹事会  
事業計画、建物移転計画などの協議を行います。

●まちづくりプロジェクト

まちづくりについての検討を行います。今年度も2月に研修を行う予定です。

### 事業の進捗状況

茂原駅前通り地区土地区画整理事業は、平成4年度から事業を実施し、これまでに建物移転86件を行い24年度末の進捗状況は30%です。

今年度10月に都市計画道路小林浜町線とひこぼし線の交差部の工事が完了し、地区中央に位置する都市計画道路高師町下井戸線の西側3haが完了となります。

### まちづくり推進協議会役員

#### ◇幹事

- 高貫 博樹
- 深山 宏行
- 齋藤 喜治
- 岡 彌重喜
- 加納 晃
- 小田 公美
- 柳沢 房親
- 柳沢 稔
- 鶴沢 博章
- 杉田 博章
- 千葉 篤作
- 渡邊 武能
- 渡邊 健一
- 野村 和速
- 野島 忠
- 河野 誠次
- 宮川 幸一
- 田中 道夫
- 加藤 貞夫

#### ◇代議員

- 大野 葆見
- 今井 榮一
- 渡邊 繁夫
- 石井 真
- 青柳 征三
- 岡本 和三郎
- 鈴木 松壽
- 岩瀬 良
- 時田 喜信
- 白井 宗一郎
- 堀田 貴夫
- 下田 正明
- 土井 富士代
- 鬼島 有孝
- 名倉 俊之
- 矢野 茂
- 佐々木武志
- 加賀城重雄
- 田邊 和夫
- 齋藤 利昭
- 酒井 功
- 石丸 武治
- 篠田 哲彦
- 内山 信男
- 松崎 久夫
- 杉浦 康夫
- 齊藤 三美
- (株)京葉銀行

### 皆さんの「意見を！」

まちづくり推進協議会は区画整理事業を通じて集い・憩い・快適に住みよいまちをつくるために、誰もが自由で公平な立場から話し合える場でありますので、何かご意見・ご要望などがございましたら、各役員の方を通じてでも結構です。お待ちしております。

### 土地区画整理審議会委員の選挙のお知らせ

審議会は、権利者の意思を出来るだけ事業の上に反映すること、事業が民主的かつ能率的に運営される趣旨で設けられる施行者の諮問機関であり、法律において審議会を設置することとなっております。

茂原駅前通り地区の審議会委員の定数は施行規模により10名と定められており、本年12月15日が任期満了による選挙となります。

#### 審議会委員のおもな仕事

審議会が行うことができる具体的な権限には、①施行者が審議会の意見を聞かなければならない事項と②施行者が審議会の同意を必要とする事項があり、これらの議事について審議するものです。

#### ①意見を聞かなければならない事項

- ・換地計画の作成、変更に関する事
- ・仮換地の指定に関する事
- ・減価補償金の交付に関する事

#### ②審議会の同意を必要とする事項

- ・評価委員の選任
- ・過小宅地または過小借地の基準の決定に関する事
- ・地積が小さくて換地を定めない場合
- ・大きな土地の地積を特に減じて換地する場合
- ・立体換地に関する事

#### ●審議会委員の任期

平成25年12月20日から平成30年12月19日まで

5年

#### ●審議会委員10名の構成

- ・学識経験者 2名  
(市長が選任します)

・土地所有者及び借地権者の中から、それぞれの総数の割合に応じて選挙により選任する。(現在の人数)

- 土地所有者 7名
- 借地権者 1名

#### 選挙内容

#### ●選挙期日の公告

平成25年9月26日  
(市の掲示板にて公告を行いました)

#### ●選挙期日

平成25年12月15日(日)

#### ●選挙人名簿の縦覧

平成25年10月23日から平成25年11月5日まで  
なお、異議のある方はこの縦覧期間中に申し出て下さい。場所・都市整備課

#### ●選挙権について

宅地の所有者または借地権者は宅地の大きさ、筆数にかかわらず一個の選挙に関する権利を有しており、両方の権利がある場合は二個の権利を有することになります。

#### ●被選挙権について

選挙権を有する者は被選挙権も有しますが、次に掲げる者は該当しません。

- ・未成年者
- ・禁治産者または準禁治産者
- ・禁こ以上の刑に処せられ、執行が終わるまで等

※選挙権についてはこのような制限はありません。

#### ●立候補の受付

立候補しようとする者は立候補届、推薦による場合は、立候補推薦届及び承諾書を提出することにより候補者となることができます。

#### ●立候補受付期間

平成25年11月19日から平成25年11月28日まで(予定)

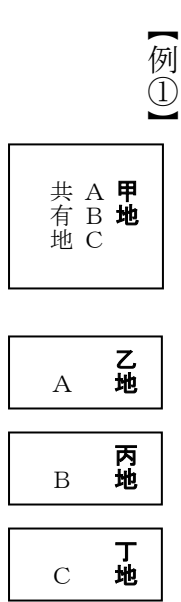
#### ●受付時間

午前8時30分から午後5時まで  
受付場所 都市整備課

#### 共有者及び共同借地権者の方

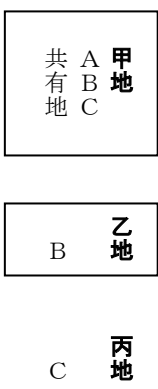
宅地の共有者または数人共同して借地権を有する者については、あわせて一つの所有者または借地権者として権利を行うこととなり、それぞれのうちから代表者を選び、選挙権及び被選挙権が得られます。代表者はその氏名及び住所を施行者に通知する必要があります。  
代表者選任通知書は都市整備課にて用意しています。  
11月5日までに通知して下さい。

#### ●宅地の共有者の選挙権について



甲地の共有者ABCは全て施行地区内にそれぞれ一個の所有地を所持している場合、甲地の共有権に基づく選挙権はなく、ABC各々一票が与えられる。

#### 【例②】



甲地の共有者のうちAが別に所有地を持たないので、甲地の代表者が一票与えられる。この場合、共有地の代表者が別に所有地を所持している、いないにかかわらず甲地の共有者の代表者・乙地B・丙地Cの3票が与えられる。

#### 選挙のスケジュール

9月26日	選挙期日の公告
10月16日	選挙人名簿作成基準日
10月23日	選挙人名簿の縦覧開始 選挙人名簿異議申し出期間
11月5日	縦覧完了 選挙人名簿の訂正
11月19日	選挙人名簿の訂正の公告 選挙人名簿の確定の公告 委員定数の公告
11月28日	立候補届の締切日
11月29日	立候補者の氏名の公告
12月2日	学識経験者の選任
12月9日	選挙場並びに投票時間及び 開票日時公告
12月15日	選挙日
12月16日	当選人の公告 当選人への通知